



# 国民年金だより No.169

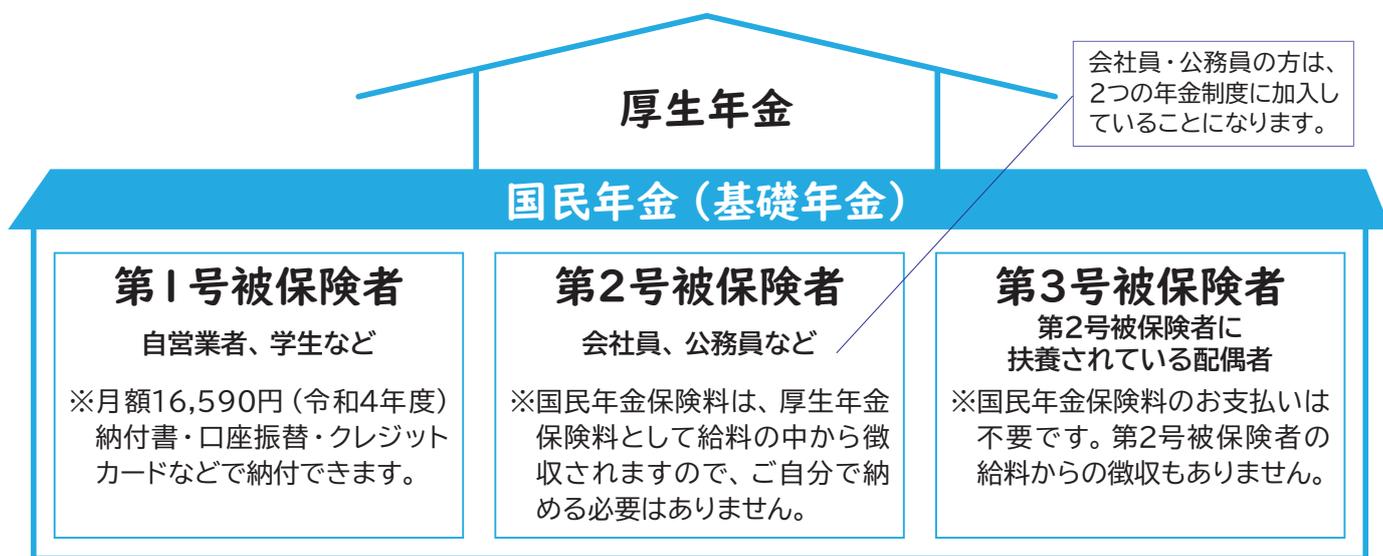


高齢者・保険課 国保年金係 ☎72-2101(内線324)  
岡谷年金事務所 ☎23-3661

## 公的年金制度のしくみと加入する年金の種類

日本の公的年金制度は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する国民年金(基礎年金ともいいます)と、会社員や公務員の方が加入する厚生年金の、2階建て構造になっています。

加入する年金の種類によって保険料の納付や給付の内容が異なっているため、次のように区分されています。



## こんなときは、加入する年金の種類が変わるため、市役所へ届出が必要です

どなたが	こんなとき	届出に必要なもの
第2号被保険者	60歳になる前に会社などを退職したとき	離職証明など退職日が確認できる書類
第3号被保険者	●配偶者が退職したときや、離婚や収入増により配偶者の加入する健康保険等の被扶養者でなくなったとき ●配偶者が65歳に達し、年金を受ける資格が生じたとき	扶養喪失証明など喪失日が確認できる書類
第1号被保険者	日本から出国するとき、または海外から入国するとき	

### 届出に共通して必要なもの

- 届出をする方の本人確認書類
  - ①顔写真のついたもの場合は1点
  - ②顔写真のないもの場合は2点(保険証、通帳、キャッシュカード、年金手帳、学生証など)
- 被保険者のマイナンバー  
または基礎年金番号がわかるもの

### 窓口

茅野市役所 高齢者・保険課(1階7番窓口)

### こんなときは勤務先でのお手続きが必要です

どなたが	こんなとき
第1・3号被保険者	60歳になる前に就職して厚生年金に加入したとき
第1号被保険者	●配偶者の就職により健康保険等の被扶養者となったとき ●結婚や収入減により配偶者の加入する健康保険等の被扶養者となったとき
第3号被保険者	配偶者が転職したときや、配偶者の加入制度が変わったとき
第2号被保険者	退職して配偶者の加入する健康保険等の被扶養者となったとき